

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

### (経過措置)

第二条 この告示の規定による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（以下「新商中告示」という。

）新商中告示第二条第三項第八号の規定（新商中告示第四条第三項第二号において読み替えて準用する場合を除く。）及び新商中告示第二条第五項（新商中告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する場合を除く。）に規定する別紙様式第二号（第一面及び第三十三面から第三十五面までに係る部分に限る。）は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

2 新商中告示第三条第四項において読み替えて準用する新商中告示第二条第五項に規定する別紙様式第三

号（第一面及び第二十六面から第二十八面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した中間事業年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

3 新商中告示第四条第三項第二号において読み替えて準用する新商中告示第二条第三項第八号の規定及び新商中告示第四条第四項第二号において読み替えて準用する新商中告示第二条第五項に規定する別紙様式第二号（第一面及び第三十三面から第三十五面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

4 新商中告示第五条第四項において読み替えて準用する新商中告示第二条第五項に規定する別紙様式第三号（第一面及び第二十六面から第二十八面までに係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下この項において同じ。）に係る説明書類の作

成について適用し、適用日前に終了した中間連結会計年度に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。

5 新商中告示第六条第二項に規定する別紙様式第七号（第一面に係る部分に限る。）は、適用日以後に終了する四半期に係る説明書類の作成について適用し、適用日前に終了した四半期に係る説明書類の作成については、なお従前の例による。